

申 請

令和8年7月17日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣 高市 早苗 様

千葉県知事 熊谷 俊人

(公印省略)

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定による
令和7年10月14日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること

千葉県いすみ市において捕獲されるイノシシ

千葉県一宮町において捕獲されるイノシシ

千葉県睦沢町において捕獲されるイノシシ

千葉県御宿町において捕獲されるイノシシ

2 解除を申請する理由

別紙参照

(別紙)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

千葉県いすみ市、千葉県一宮町、千葉県睦沢町及び千葉県御宿町において捕獲されるイノシシ

2 検査状況

(1) これまでの経緯

千葉県では、福島第一原子力発電所の事故に関連し、県内処理加工施設で加工される野生鳥獣肉の安全確認としてモニタリング検査を実施していたが、平成24年9月以降に基準値を超えるイノシシ個体が複数確認されたことから、平成24年11月5日から出荷制限の指示がなされた。千葉県では、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に従い、「千葉県出荷・検査方針」を策定し、施設が受け入れたイノシシ肉については、施設所在市町が全頭につき自ら又は千葉県内の他の市町村若しくは食品衛生法に基づく登録検査機関に委託して、放射性物質についてのスクリーニング検査を行う検査体制が整備された。このことから解除申請したところ、平成25年1月18日に出荷・検査方針を遵守する処理加工施設が出荷するイノシシ肉について出荷制限の一部解除が指示された。以降、出荷・検査方針に基づき全頭検査を実施しており、いすみ市、一宮町、睦沢町、御宿町及びその周囲10km圏内において、現在にいたるまで基準値を超える個体は確認されていない。

(2) 検査結果

令和5年4月1日から令和8年3月31日の期間、いすみ市、一宮町、睦沢町、御宿町及びその周囲10km圏内において、それぞれいすみ市157検体、一宮町24検体、睦沢町37検体、御宿町22検体、周囲10km圏内625検体の検査個体の結果を調査したところ、下表のとおりであり、全て食品の基準値を下回り、低水準であることを確認することができた。

ア. いすみ市、一宮町、睦沢町、御宿町及びその周囲10km圏内での検査結果

	検査個体数	平均値	最大値	95%タイル値	備考
いすみ市	157	—	—	—	全て検出限界以下
一宮町	24	—	—	—	全て検出限界以下

睦沢町	37	20.1	23	20.0	—
御宿町	22	—	—	—	全て検出限界以下
周囲 10km 圏内	625	—	—	—	全て検出限界以下
計	865	18.2	23	20.0	—

以上の検査結果から、いすみ市、一宮町、睦沢町、御宿町で捕獲されるイノシシが安定して基準値を下回っていることを確認することができた。

3 千葉県における管理計画

別添「出荷制限解除後の出荷・検査管理方針」のとおり

(別添)

出荷制限解除後の出荷・検査管理方針

1 解除後の検査計画

「出荷制限解除後の検査計画と出荷管理」における出荷制限を解除された地域（以下「解除地域」）で捕獲されるイノシシの安全性を確保するため、当該個体を受け入れる処理加工施設の所在する市町は、定期的な検査を実施する。

2 解除後の出荷管理

解除地域で捕獲されたイノシシを処理加工施設で受け入れるにあたり、処理加工施設は、識別のための個体番号を付すとともに搬入・処理管理台帳を作成し、その写しを市町村に提出する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び捕獲地（市町村名）の表示を行う。

3 検査により基準値を超過する結果が判明した個体の対応

検査結果が基準値を超過した場合は、当該個体が確実に廃棄されたことを所在市町の職員が確認する。また、当該個体の肉が流通している場合、当該肉が処理加工施設により回収され、確実に廃棄されたことを所在市町の職員が確認する。

4 検査により基準値を超過した後の対応

検査結果が基準値を超過した個体の捕獲地点から半径 10 km 圏内で捕獲されたイノシシについては、全頭を検査し、基準値を下回ることを確認した個体のみを出荷する。

5 検査により基準値を超過した後の検査強化の解除

4により検査強化を実施した後、一定期間にわたって十分な検体数の検査をした結果当該市町村及びその外縁から周囲 10km 圏内において、放射性物質濃度が安定して低水準であり、かつ低下傾向であることを確認できた場合は、検査強化を解除する。

6 再度出荷停止が指示された場合の対応

処理加工施設は、市町と連携し、「千葉県出荷・検査方針」に従ったイノシシ肉の放射性物質検査を実施する体制を整備する。この検査において、放射性物質濃度が基準値を下回ることが確認された場合は、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。

7 検査結果通知書の発行

本方針に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、千葉県又は所

在市町が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を処理加工施設に対して発行し、随時、情報共有を図る。

8 関係者への周知

千葉県は解除後の市町村と連携し、本方針の内容について、所在する処理加工施設、関係機関・団体、捕獲者へ周知を図る。